

令和3年度 公共水域水質調査実施結果について

(目的)

町内の河川及び水路の水質調査を定期的（毎年7月、12月の年2回）に実施し、生活環境のバロメーターとして、その実態を把握することにより、環境の保全を図るものとする。

(検査項目)

※環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

- ・水素イオン濃度（pH）
- ・生物化学的酸素要求量（BOD）
- ・浮遊物質（SS）
- ・溶存酸素（DO）
- ・大腸菌群数
- ・全りん、全窒素（⑪及び⑫地点のみ）

(法令)

水質汚濁防止法で、都道府県は、常時監視、測定計画、公表、緊急時の措置が義務付けられているが、市町村には測定の義務は義務付けられていない。

しかし、開成町は網目のように水路が張り巡らされていることが特徴であり、この水路を良質な状態に保ち、町内河川等の実態を把握するため、独自に水質検査を実施している。

(継続実施の必要性)

経年のデータにより実態を把握することで、各種計画の策定や町民への公表に役立て、また、環境の保全を図るために継続した実施が必要となる。

(今後の調査計画)

来年度以降も今年度と同様の内容で継続実施する予定。

(水質検査の推移について)

水質検査は、平成5年度から生活環境項目5項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌)を検査対象とし、町内10地点を調査場所とし、年2回検査を実施しており、環境基本計画策定後の平成14年度からは、調査地点(1地点)を追加し、継続して水質を検査しています。

平成21年度から、水質改善策として街づくり推進課が設置したバイオコード(吉田島2665先水路～水門下流)の効果確認のため、設置場所付近の前後2地点を水質検査場所として増やし(合計13箇所)、全りん及び全窒素についても水質調査を実施しています。(バイオコードについては、ごみの滞留や流水速度が速く、水質浄化の明らかな効果が認められないため、撤去を実施しました。)

調査地点である牛島・みなみ1丁目境について、水量不足により採水が困難な状況が続いていたため、平成30年度から、調査対象外としました。

今年度も、検査対象(生活環境項目5項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌))の変更はなく、8月(例年7月に実施しているが、天候不良のため今年度は8月に実施)及び12月に、調査地点12カ所で水質検査を実施しました。

【令和2年度 結果概要】

【1回目】

採水日：令和3年8月2日(午前)

天候：晴れ

水温：17.5℃～19.5℃

【2回目】

採水日：令和3年12月6日(午前)

天候：くもり

水温：10.5℃～13℃

・水素イオン濃度(pH)について

8月の調査では下流域で高い数値を示しており、調査が8月にずれたことで水田の肥料が影響したものと考えられます。12月の調査では、全ての地点において環境基準内の数値でした。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

8月及び12月の調査では、全ての地点において基準内の数値でした。

・浮遊物質(SS)

8月及び12月の調査では、全ての地点において基準内の数値でした。

・溶存酸素（DO）

8月及び12月の調査では、全ての地点において基準内の数値でした。

・大腸菌群数

大腸菌群数は多くの箇所では基準値を超えていますが、開成町流入部（調査地点①②）で既に高い数値であり、毎年同様の結果が出ています。

これまでの調査結果においても、開成町内に水が流れ込む前に、既に基準を超えており、町内上流部から下流部にかけて数値が悪化する傾向にあります。

原因の一つとして、浄化槽等の生活雑排水が水路へ流れている点が挙げられるため、引き続き町ホームページ等により、浄化槽を管理する神奈川県と連絡と密にし、既設浄化槽の法定点検・清掃など適正管理の啓発を実施していきます。

・全りん、全窒素（①及び②地点のみ）

8月及び12月の調査では、全ての地点において基準内の数値でした。